

## 平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 5 回会議要旨

### <開催日>

平成 27 年 7 月 13 日（月）

### <場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

### <出席者>

外部評価委員（4 名）

小菅部会長代理、金澤委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（2 名）

羽山主査、杉山主事

説明者（3 名）

地域福祉課長、教育指導課長、教育支援課長

### <開会>

#### 【部会長代理】

第5回外部評価委員会第2部会を開会します。

本日は、計画事業の外部評価にあたり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、くらし」です。

私は、外部評価委員会第2部会の部会長代理の小菅です。部会の委員は、鱒沢委員、小山委員、金澤委員です。

今年度は、第二次実行計画期間の4年間のうち、3年目にあたる平成26年度を評価する年です。

また、今年度は第三次実行計画策定の年でもあるため、外部評価委員会では、計画事業のまちづくり編の全事業を評価することとしています。そして、外部評価する事業はほぼ全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

本日は、五つの事業についてヒアリングを行うので、1事業につき、30分の想定でヒアリングを行います。

前半15分程度で事業の体系と評価シートの内容をご説明いただきます。事業の体系について

は事務局である行政管理課から、評価シートの内容については説明者である所管課長からご説明いただきます。

そして、後半15分程度で、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります

それでは、計画事業5「成年後見制度の利用促進」について、まず事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

計画事業5「成年後見制度の利用促進」についてご説明します。

本事業は、個別目標「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」に位置付けられた事業です。この個別目標は、「日々の暮らしの中で誰もが人として尊重され、性別にかかわらず職場、家庭、地域など、あらゆる分野に公平に参画できるまちを実現します。

また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりの中で、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちをめざします。さらに高齢者も、障害のある人も、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアや心のバリアのない地域社会の実現をめざします」という内容です。

この個別目標には3つの基本施策があります。1つ目が「人権の尊重」、2つ目が「男女共同参画の推進」、3つ目が「個人の生活を尊重した働き方の見直し」です。

計画事業5「成年後見制度の利用促進」は、3つある基本施策のうち、1つ目の「人権の尊重」という基本施策に位置付けられています。同じ基本施策の中には、計画事業として、明日ヒアリングを行う「配偶者等からの暴力の防止」があります。経常事業としては、総務部が実施する「人権思想の普及啓発」があります。

計画事業5「成年後見制度の利用促進」は、「成年後見制度は認知症等により判断能力が十分でない人の権利を成年後見人が擁護する制度です。区では19年度に設置した成年後見センターを中心として、制度の利用促進に向けた普及啓発と、成年後見人として活動する人に対する相談支援を実施してきました。また、22年からは講習を修了し、一定の経験を積んだ人を市民後見人として家庭裁判所に推薦し、実際に後見業務を受任するしくみを整備してきました。

高齢者人口の増加に伴い、今後ますます成年後見制度の必要性が高まってくると考えられることから、引き続き普及啓発や相談支援に努めるとともに、市民後見人の増員と養成を行っていきます」という内容になっています。

#### 【説明者】

地域福祉課長です。よろしく申し上げます。

計画事業5「成年後見制度の利用促進」についてご説明します。

社会福祉協議会に新宿区成年後見センターを設置して、実施しています。

平成26年度の主な実施内容です。普及啓発、相談対応、また成年後見人の支援を行っています。新しいパンフレットを作り、病院、金融機関、関係機関等446カ所に配付しました。

成年後見制度だけで1面全て使った「広報しんじゅく」を発行しました。

出前講座を10回開催し、区民の方、民生委員、関係機関等へ説明をしました。

出張相談を各地域センターで4回行い、相談を受けました。

26年度から市民後見人養成基礎講習を区で単独で行うようにしました。これは受講者決定までは区で行い、講座実施、修了及び登録は成年後見センターが行うという役割分担になっています。

成年後見事例検討会を立ち上げて、様々な制度の活用策等について検討をしてくれています。

目標設定です。本事業には2つの指標があります。1つ目は成年後見制度の認知度です。これは区政モニターアンケートの結果で、成年後見制度について聞いたことがあり、内容も知っているという方の比率です。60%を目標に設定をしています。

2つ目は専門相談の件数です。月、水、金曜日に成年後見センターで司法書士、弁護士、社会福祉士が相談を受けていますが、この年間の相談実施件数を200件ということで目標にしています。

この目標に対する達成状況ですが、指標1の制度の認知度については、平成24年度から平成26年度にかけては43.8%、48.1%、49.3%と毎年増加しています。ちなみに、制度について聞いたことはあるという率については、平成25年度、平成26年度ともに約8割の方が、聞いたことがあるという数値になっていまして、制度のついで周知度はかなり高まっていると認識しています。

指標2の相談の件数です。平成25年度は173件、平成26年度は186件で達成率が95.4%と、かなり高い達成状況になっています。

事業経費ですが、新宿区社会福祉協議会への委託料がほとんどを占めています。委託料の8割が成年後見センターの職員の人件費となっています。

そのほかの事業経費として専門相談員の謝礼があります。

評価です。サービスの負担と担い手、適切な目標設定については適切、効果的効率的に事業が実施され、目的の達成度が高いとしています。

総合評価ですが、計画どおりとしています。これは、成年後見制度を理解している人の割合が高まっており、相談件数もかなり高い状況ですので、利用促進が図られているという評価をしています。

また、平成26年度については、市民後見人養成基礎講習の実施を併せて周知活動を強化しています。これらによって、積極的な活用を図れる体制づくりがより一層推進されたと評価をしています。

進捗状況・今後の取組方針です。平成26年度の課題に対する方針としては、市民後見人養成研修の実施、また申立費用助成、報酬助成制度の拡充、2つの方針がありました。実際の取組については、市民後見人養成基礎講習を実施して、たくさんの方の説明会へのご参加をいただきまして、17名の方の養成ができました。

助成制度についても、3月末までに制度を立ち上げて、4月から報酬助成と申立費用助成について実施をしています。

平成27年度の取組概要については、引き続き市民後見人を養成していくとともに、活用方法を検討していきます。費用助成制度、報酬助成制度についても周知を図っていき、必要とされる方が必ずきちんと利用できるようにしていきたいと考えています。

第二次実行計画を通じた分析です。課題については、親族間のトラブルなど相談の内容の複雑化、困難化がされていますので、よりの確な対応が求められています。また、制度の利用者が増加すると考えられますので、市民後見人が地域で寄り添って支えていけるように、後見人の養成と活用を検討していきます。

第三次実行計画に向けた方向性については、事業継続としています。周知を強化していくことと併せて、助成制度や相談を、今まで以上にしたいと思います。また、市民後見人を養成していきます。市民後見制度を利用しながら安心して地域で暮らしていけるような、地域福祉の支援体制づくりに、関係機関との連携を強化しながら取り組んでいきたいと考えています。

#### 【部会長代理】

認知症及び知的障害者の制度の対象者については、区全体として何名ぐらいと想定していますか。

また申立費用は何パーセントぐらいの助成ができているのか、申請から決定までの期間は、大体平均どのくらいかかっているのかについて伺いたいと思います。

#### 【説明者】

認知症高齢者の数ですが、平成23年10月時点で、6,570名です。助成対象ですが、これまでは区長申し立て、なおかつ生活保護水準の方のみとしていましたが、4月から非課税の方、親族等第三者の申し立てでも対象としていますので相当広がっています。ただし、成年後見制度の対象者全体の数というのは分からないため、全体に対してどのくらいカバーをしているかは出せません。申請から決定までですが、大体二、三週間で決定がされています。

#### 【部会長代理】

経費についてはいかがですか。

#### 【説明者】

申立経費及び鑑定経費という2種類があります。申立費用については収入印紙、診断書料で1万4,000円。これは通常であれば、ほぼカバーができる形になっています。

精神科医など医者への鑑定費用はかなりかかるのですが、これもほとんどカバーができる形になっています。

#### 【委員】

成年後見センターを設置して、その業務を社会福祉協議会に委託していることによって、後見監督とか後見人の支援がきちんとできているということと、社会福祉協議会の事業である地域福祉権利擁護事業との活動の連携性を持っているということで、後見人のスキルアップにもつながって、とてもうまく機能していると高く評価しています。

また今まで区長申し立てだけだったのが、生活の状況を見てかなり広範囲に費用の助成が出るということで、なお一層制度が促進されるのではないかと考えています。

ただ、区としては今後後見を受ける対象者をどういう設定をしているのか。それに対して養成をこれからどういう目途を持ってやっていくのかが、内部評価からは見えません。周知や広報よりも、この先はそっちのほうが大事なことはないかと考えていますので注目していきたいと思います。

**【委員】**

市民後見人養成基礎講習に74人が申し込んで、最後に17人しか残っていないということは、かなりふるいにかけているということですね。そういう意味では、多分質の高い後見人が養成できているというふうに思います。

せっかく講習を受けて登録しても、マッチングできないと、もったいないという感じがします。

**【説明者】**

説明会に70名程度がいらっしやって、34名が申し込みをされて、作文で評価をして21名になりました。修了された方はどなたも非常に熱心な、地域でも活動されている方です、非常に温かい気持ちと熱心な気持ちを持っている方ばかりなので、私どもも非常に感動しました。

それから、認知症だからといって全員が成年後見制度を使うわけではなく、認知症の中でも、どうしても必要な方が使うので、認知症の方がすぐに対象者になるというわけでもないところがあります。

それから、市民後見人を何人育てるかという、非常に今大事な課題でして、事例検討会でも、今後、長期的に何人育てるかということについても検討して、固めていく方向です。

ただ、専門職で、これからの需要については大体カバーできると言われていますので、その中で、専門職でなくて市民後見人が地域で寄り添っていくには、どんな方がいるかということをし少し考えながら養成していきたいと思っています。何人かという見極めはなかなか難しいのです。現在は施設の方だけを後見していますが、これからは在宅の方にも市民後見人の方についていただくような方向で検討して、活用の拡大をしていきたいと考えています。

**【委員】**

相談実施の件数の目標が年間200件となっていますが、相談は最大で何件可能な状況なのでしょう。

**【説明者】**

1件が1時間で終わるとすれば年間で最大400件ぐらいいは受けられると思います。必ずしも1時間で終わるわけではないですので、想定としては最大300回というコマで考えています。

年度によっても増えたり減ったりすると、成年後見センター職員である程度対応しているケースもあります。センター職員の相談件数のほうは、毎年相当伸びてきていますので、必ずしも専門相談だけの話ではないということになります。

**【委員】**

市民後見人の養成と活用方法について質問があります。

第一次実行計画の20年度から23年度の間は、この市民後見人は12人の目標に対して実績が14

名で達成度が116.7%だったとなっています。第二次実行計画では、今年の指標に書いてあるとおり、74名の参加で17名の登録者ということだと思いますが、これは第三次に向けて指標にはしないのでしょうか。今の話だと、ほとんど専門職でカバーできるような雰囲気ですが、市民後見人は必要になってくるという状況を踏まえて、その辺のお考えをお聞かせください。

**【説明者】**

養成の目途ですが、現在、26年度の17名の方も含めて42名が登録をされています。今この中で活躍されているのは8名だけです。今活動できていない方もいるので、指標として何人というのは、なかなか挙げるのは難しいところです。また受任件数が何件というのも、まだ需要が見えないために設定しにくいところです。

第三次実行計画でもその市民後見人の数等は指標には挙げない方向ですが、しっかり取り組んでいきます。

**【部会長代理】**

区民に直結する行事ですし、現場を預かっている社会福祉協議会も幅広い普及活動を継続して進めいただければありがたいと思います。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

**【部会長代理】**

計画事業14「学校の教育力の向上」について、事務局から説明をしてください。

**【事務局】**

計画事業14「学校の教育力の向上」についてご説明します。

この事業は、「時代の変化に応じた教育環境づくりの推進」、「学校施設の改善」、「エコスクールの整備推進」と同じ個別目標、「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」に位置付けられた事業です。

この個別目標の中には3つの基本施策があり、計画事業14「学校の教育力の向上」は、基本施策の1つ目、「子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実」に位置付けられています。同じ基本施策の中には、計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」、計画事業16「学校図書館の充実」があります。経常事業としては、「芸術鑑賞教育の推進」、「移動教室、夏季施設の運営」があります。

計画事業14「学校の教育力の向上」は、「子どもの生きる力を伸ばす学校教育を充実させるためには、学校の教育力の向上を図ることが必要です。学校が自主性、自立性を発揮しながら、教員の指導力向上や特色ある教育活動を推進できるよう支援していきます。

なお、第二次実行計画では、関連する事業を再編し、計画事業14「学校の教育力の向上」として一体的に取り組んでいきます」という内容になっています。

**【部会長代理】**

担当課長から事業の説明並びに内部評価の結果について説明をしてください。

**【説明者】**

教育指導課長です。よろしくお願いします。

計画事業14「学校の教育力の向上」についてご説明します。

手段の「学校支援体制の充実」、「学校評価の充実」についてご説明します。

1つ目、学校支援体制の充実の「学習指導支援員（区費講師）の配置」です。この学習指導支援員（区費講師）とは、教員免許状を有する指導者です。平成26年度には58名の区費講師を区内の小中学校に配置をしました。各学校に区費講師を配置することで、よりきめ細やかな指導を行うことが可能となっています。学校からは、区費講師の配置による人的なサポートは、学校運営上で大変有益であるという反応を得ています。

2つ目に「学校支援アドバイザー（退職校長等）の派遣」についてです。各学校を退職校長が訪問し、およそ4年目までの教員の授業を観察したり、若手教員の相談相手になったりしています。加えて、主幹教諭や主任教諭という学校のミドルリーダー的な存在の層に対しては、個別やグループでの指導を行い、若手教員へのかかわり方や管理職との連携の大切さを意識付けることも行っています。

3つ目に「区の教育課題を踏まえた研究校の指定」です。平成26年度には、淀橋第四小学校と花園小学校、東戸山小学校と西早稲田中学校の4校を教育課題研究校に指定しています。この教育課題研究校は、区の教育課題を解決するために指定された学校が2年間にわたりテーマに基づく研究を行った結果を、公開授業として研究発表会により区内の学校に紹介して、その課題解決策を共有していくものです。淀橋第四小学校は、地域協働学校をテーマに昨年度発表会を行いました。また、花園小学校は、体力向上をテーマに研究発表会を行いました。本年度は東戸山小学校と西早稲田中学校が、ユニバーサルデザイン、授業のユニバーサルデザイン化ということをテーマに研究発表を予定しています。

「学校評価の充実」についてご報告します。

新宿区立学校においては、評価にかかわる教職員や学校、生徒、保護者及び地域住民が主体性を持って評価活動に参加することを踏まえ、学校自身の自己評価と、保護者や地域住民等の学校評議員も含む学校関係者による内部評価をした上で、直接学校にかかわりを持たない専門家による第三者評価を実施しています。学校評価は、学校運営の改善に結びつけることを目的としており、各学校では、客観性を高めるために、保護者へのアンケートや、児童・生徒による授業評価など、調査結果を自己評価のための資料として活用しています。

外部評価である第三者評価は、40校ありますけれども、半分の20校を対象に隔年で実施をしています。外部評価委員には、校長、あるいは行政経験のある大学教授を3人1組のグループに編成し、学校を訪問しています。そして、校長からのヒアリングや授業観察、保護者や地域住民、児童・生徒からのヒアリングなどを行い、報告書を作成します。その後、校長や教職員と面談し、結果の報告及び懇談を行い、学校運営の成果と課題を明らかにしています。

説明は以上です。

**【説明者】**

教育支援課長です。よろしくお願いします。

引き続いて、「特色ある教育活動の推進」についてご説明します。学校における総合的な学習等を使い、児童・生徒の実態に鑑み、また地域の教育資源をいかした教育活動を実施したり、学校の教育活動に応じた教育能力の向上を目的とします。校内研究を行い、その成果を発表したりすることで、特色ある教育活動の推進を進めていきます。

具体的には、各学校や幼稚園で作成した特色ある学校づくり教育活動計画というものがあるので、それにかかる経費を、各学校に配当しています。

説明は以上です。

**【委員】**

学習指導支援員が58名となっていますが、需要と供給のバランスは取れているのでしょうか。

**【説明者】**

教育指導課長です。この学習指導支援員の配置ですが、各学校から要望をいただいて、それに基づいて配置をしています。全ての学校からご要望が出てきており、40校で58名ですので、何校かが複数配置になります。それは学校の状況とか、教員の配置の状況を踏まえて、1名配置のところと2名配置のところを教育委員会で決定します。少なくとも各校1人は必ず配置されています。

**【委員】**

学校から、もう少し欲しいという要求はないのですか。

**【説明者】**

教育指導課長です。毎年度、要望はありますが人を増やすというのは、かなり困難な状況があります。学校の状況を踏まえて配置をさせていただきますと学校には伝えています。

**【委員】**

第三者評価委員を15名から20名に増員していますが、なぜでしょうか。

**【説明者】**

教育指導課長です。第三者評価委員は、今まで3名だったところを27年度から2名にして、複数回参観をできるようにしました。背景として学校からの要望があり、今までは1学期に1回訪問して参観し、夏休みに校長のヒアリングを受けて報告書をつくる形でした。でも、校長先生からすると、1学期にご指摘いただいたところをどう改善したかをぜひもう一回見て欲しいということで、2学期にももう一回参観をするという、やり方を見直すことをしました。

そうした時に3名でやろうとするとなかなか委員の日程上の都合が、合わせるのが厳しいとことがあります。もう一つは、組み合わせとして小学校と中学校の経験のある退職した校長と大学教授がセットになるような形での組み合わせにして、多様な広い視点でご助言いただけるということで、今回2人1組で2回以上の訪問をするという形に変更させていただいたということです。

**【部会長代理】**

1番目に内部評価を区民の視点から見るという観点から、教育力というのはどの辺の表現に表れているのか分かりません。いわゆる目標設定なのか、あるいは達成度でしょうか。新宿区教育委員会の事務局で押さえている「教育力」というのは、どのようなものでしょうか。

2番目に、「区の教育課題」という言葉が出ているのですが、3本の柱の中で、区の教育課題は地域協働型で地域協働学習を進めていること、体力向上を進めていること、ユニバーサルデザインの趣向を捉えているということが出ました。新宿区の教育課題というのは、そういう捉え方でいいのでしょうか。まず小中学生の学力の向上をどうやって図るのか。学校支援の中で、区費の講師の派遣で細かい学習支援ができたのは分かります。ただ、係数としてどういうプラスがあったのかということが内部評価の中には見えないのです。分かるように示していただきたいです。

さらに、多くの外国人を抱えている中で、困難を抱えている学校もあるだろうと思います。そういうことが課題としてきちんと評価されているのかどうか事業評価の中で見えません。区の教育課題というのはどうやって捉えて、どういう評価をしているのかということをお教えください。

3番目です。特色ある教育活動の話が出ましたが、もう少し具体的に、どこの地区のどこの学校では、こういう特色のある教育をしているというのが区民の視点で分かるような評価が見えませんが、漠然としていて、何が区内の特色なのか分かりません。特色のある教育というのはどういうふうに捉えているのか教えてください。

#### 【説明者】

教育指導課長です。最初に、学校の教育力の向上について、これを区民の視点でどう見取っていくのかというご指摘です。区民の視点でというと、指標3の児童・生徒保護者アンケートの結果という形で、これまでも区民の皆様方、あるいは児童・生徒、いわゆる学校の教育の受益者である保護者や児童・生徒がどんなふう考えているのかということ、指標にしてきたところです。

学校の教育力ということをつめることはなかなか難しいのですが、学力の向上、心の教育、様々なことを総合して捉えていかなければいけないと思っています。

ただ、今回ここに挙げている事業については、きめ細かな指導がきちんとできているかどうか、教員一人ひとりの指導力をどう向上させていくか、更にはどう学校の経営力を高めていくかを取り上げています。

2つ目に、区の教育課題についてのご指摘です。当然、学力の向上というのは、学校教育の大きな使命であると思っています。ただ、今回、教育課題研究校で指定しているのは、これから区の教育として、新たな課題となりうるものをテーマとしています。地域協働学校は区内全域の学校に広げていくものであり、また体力の向上については、新宿区に限らず、今の子どもたちの体力が低下しているという現状に対応しなければいけないということでテーマとしています。

また、ユニバーサルデザインについては、これは特別支援教育が一層重視されなければいけ

ない中で、学校からのご要望もあり、教育課題研究校を指定して取り組んでいるところです。

**【説明者】**

教育支援課長です。特色ある教育活動は児童・生徒の実態に即した部分があります。各学校が判断をして、学力、家庭学習等の部分が弱ければ放課後ゼミナールといった寺子屋みたいなことをやってみたり、ネパールについて学んでいる学校も三、四校あります。国際化として、外国人の流入を学校全体でどう捉えていくかといったことも、各学校で特色として捉えてやっています。また染め物の講習なども行っています。区のほうでは、広く学校のやりたいことを支えたいということで、特色ある教育活動の推進を進めている状況です。

**【委員】**

一つ質問です。関係法令等というところが空白なのですが根拠法はないのでしょうか

**【説明者】**

教育支援課長です。特色ある教育活動の推進について言えば、特に根拠法令というのはなくて、区のほうで考えて事業立てています。

**【説明者】**

教育指導課長です。学校評価に関する規程としては、学校教育法に、学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないと規定されています。学校教育法と学校教育法施行規則が学校評価に関する根拠法令になります。

**【委員】**

子どもたちの生きる力の一番もとになると言えるのは、やはり区民の目線から学力の向上だと思います。きちんとした学問をしていけば、負の連鎖を断ち切れる、生きていけるという発想がありますので、それに合わせて区も一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

去年からユニバーサルデザインを取り入れた学習指導の研究を、東戸山小学校で取り組んでいるということで、どういう結果が出るかと期待しています。

どんなに頑張ったって、やっぱり一人ひとりの個人の子どもの力というのは、学年が上がっていくと差が出てくることには間違いないです。学校が、個人的な差の範囲の中で、みんなが分かるような学習の指導法をしていくかということは、関心のあるところです。

地域の特色のある教育は、教育委員会が、「区の特色はこう出さない」ということではなくて、それぞれの学校が考えればいいことです。今後、地域協働学校の中で、自分たちの学校の地域性をどう出していくかということをしっかりと考えていっていただきたいです。

**【委員】**

教育課題研究校の指定になったところについて、もう少し具体的に記載してほしかったと思っています。

確かな学力観及びボランティアの活動について、協働の視点から内部評価に記載して欲しいということも、シートから読み取れない。いろんな意味で、もう少し分かりやすくシートを記載してほしかったです。

**【説明者】**

教育支援課長です。学校が考えればいいのではないか、まさにそのとおりです。学校は自分たちでやりたいものというのが学校経営方針の中でも決めています。我々はその学校が考えたことを予算付けして、実行に移す時の下支えをさせていただくというスタンスです。

**【説明者】**

教育指導課長です。明確な成果指標を示す、数字で表すことが難しい事業が多いので、分かりづらいと指摘をいただいています。できるだけ事業の目的に沿い、明確化をして、それが直接数字にあらわれるような表れる評価方法を、今後工夫して行きたいと思います。ただ、すぐに結果が出ないものの中にはあるということをご理解いただければと思います。

**【部会長代理】**

ありがとうございました。

<教育指導課長 退室>

**【部会長代理】**

計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」、計画事業16番「学校図書館の充実」、計画事業20番「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進」について、事務局から一括して説明をしてください。

**【事務局】**

計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」、計画事業16「学校図書館の充実」、計画事業20「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進」について、まとめてご説明します。

これらの3つの事業は、全て個別目標「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」に位置付けられた事業です。

「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」、「学校図書館の充実」については、基本施策1つ目の「子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実」に位置付けられています。「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進」については、基本施策3つ目の「家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり」に位置付けられています。同じ基本施策の中に、経常事業として、同じく教育委員会が実施する「スクールスタッフの活用」、「家庭の教育力の向上」などがあります。

計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」は、「通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）や高機能自閉症等の発達障害のある児童・生徒などに対して、巡回指導や通級学級により適切な支援を行います。

また、外国籍児童・生徒などへの日本語サポート指導を行うとともに、日本語学級の設置・運営を行います。

さらに、不登校の児童・生徒に対して、関係機関と連携して学校復帰に取り組むとともに、

不登校の未然防止を図ります」という内容です。

計画事業16「学校図書館の充実」については、「子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、学校図書館司書を2校に1人配置し、学校図書の計画的な購入、児童・生徒への読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります」という内容です。

計画事業20「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進」は、「地域の住民及び保護者等が学校の運営に参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。そのため、これまでの地域協働学校の取組みを検証するとともに、その結果を踏まえて、順次、地域協働学校の指定校を増やしていきます。

なお、指定にあたっては、1年間は準備校とし、円滑な導入を図ります」という内容になっています。

#### 【部会長代理】

計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」について、教育支援課長、評価の説明をお願いします。

#### 【説明者】

計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」について、ご説明します。

手段の①「巡回指導・相談体制の構築」です。発達障害を持っている子どもに対する事業ということで、医師や心理士等の専門家チームをつくり、巡回相談をやっています。年3回ですので、学期につき約1回といったようなペースでやっています。

平成26年度からは幼稚園の中にもそういうお子さんがいるということなので、枠を取って対応しています。

特別支援教育推進員（区費講師）の拡充は非常勤の講師で、担任の先生の補助を行っています。

特別支援教育課題検討委員会の運営は、教育委員会の中のグループ内にある組織で、特別支援に関する様々な検討を行っています。

就学支援シートの作成と活用は、平成25年度入学のお子さんから始めたものです。就学を控えたお子さんの保護者、療育機関、保育園、幼稚園等の先生に書いてもらい、入学予定の小学校に持参し面談をするというシステムを作っています。年々提出される数が上がっています。

「情緒障害等通級指導学級の設置」は、平成26年度の設置で、この4月から鶴巻小学校と四谷第六小学校に新しい学級を設置したため、終了しました。

「日本語サポート指導」は、日本語が余りしゃべれない、日本に来たばかりのお子さんに対する授業ということで、まず日本語サポート指導として集中指導があります。1日3時間、10日ぐらいです。教育センターで集中してやります。その後に、各学校に指導員が行って、小学校の3年生以上は年間70時間の確保をしています。それが終わりますと、新宿未来創造財団の委託によって、日本語学習支援員の派遣も行います。

「児童・生徒の不登校対策」です。成果として大分上がってきています。

「日本語学級の運営」では、日本語学級を現在大久保小学校と新宿中学校に設置をしています。平成25年度から新宿中学校に設置しており、27年度まで、毎年11名程度、在籍をしているといったような状況です。

評価ですが、すべて適切で達成度が高いという評価をしています。

指標3「日本語を母語としない子どもの日本語の習得度」は、目標値に届きませんでした。個々のお子さんの状態、外国にいた時に少しでも日本語を使っていたかどうかといったような部分も影響しますので、年度によってばらつきがあると分析をしています。

**【部会長代理】**

課題になっていると思われるのは東京都の平成25年度の学校基本調査によるとこの3年間の間に小学生、中学生の不登校の数が、異常な増え方をしているということです。特に中学生が深刻というデータが見られます。平成25年度の東京都の学校実態調査の係数を見ると、病気、経済的な理由あるいはその他を総合的に入れた中学生の不登校の数が急増しています。区内では小学校、中学校の不登校生徒の動向はどのような傾向ですか。

**【説明者】**

平成25年度で急増しているというような部分はあると思いますが、新宿区の場合には23年度以降どんどん下がっている傾向です。

特に24年度から不登校対策という部分が実行計画に上がって、いろんな方策を考えていった時期でもありますが、学校現場を通じて、小中連携、ふれあい月間あるいはアンケートを通じてきめ細かな対応をしたことによって、不登校児が減ってきている状況です。

**【部会長代理】**

東京都は急増しているということですから、結果的には大変努力が実っていると思います。

**【委員】**

でも、全国平均よりは上回っているとあったのですが。

**【説明者】**

平成25年度も上回っています。

**【委員】**

全国平均はどのくらいなのか。

**【説明者】**

平成25年度は中学校で2.69%です。

小学校は0.36%が全国平均、その出現率自体の割合が全然違うのです。

**【委員】**

2年間でかなり改善していますね。小学校が0.69%から0.32%になって、中学校が3.84%から2.84%になっている、すごいスピードで改善しているということが、よく分かります。

新宿区の目標値が、小学校が0.23%で、中学校が2.14%と書いてありますが、中学校は高いのですか。

**【説明者】**

中学校は、23年度が3.84%、平成24年度が3.33%、平成25年度が2.84%となっています。

**【委員】**

指標3「日本語を母語としない子どもの日本語の習得度」の70%の母数はどうなっていますか。

**【説明者】**

基本的には、集中指導というのが30時間ありますが、終わった後に必ず受けてもらいます。例えば、平成26年度の6月に集中指導が終わったとすると、その1年後の27年度の6月にもう一度日本語検定を受けます。

2回受けて、その得点の割合70%以上が合格ラインです。合格した人7割を目指したいというところです。今回は、残念ながら5割しか行っていません。

**【委員】**

日本語学級の通級期間というのは2年間ですか。

**【説明者】**

2年間と決めているのは、5番の指標になりますが、別に2年間と限らなくても、本当はその子の力に応じてやるべきなのじゃないかというような考え方も持ってきていますので、逆に言うと、本当に不都合なく、2年間うまく通常学級に移行できればいいのですけれども、そういったお子さんじゃない場合についても、別にそこで終わりにしなくても、やっていくべきなんじゃないかというの、今は考えながら進めているところです。

**【委員】**

日本語サポート指導員と、日本語適応指導員と、日本語学習支援員とは、それぞれやるものが違うのですか。

**【説明者】**

基本的には、そこまで違いはありません。

**【委員】**

新宿未来創造財団がやっているのはどれですか。

**【説明者】**

新宿未来創造財団がやっているのは、日本語学習支援員です。

**【委員】**

具体的に言うと、まったくしゃべれないという子はどこに行くのでしょうか。

**【説明者】**

一番初めは、日本語サポート指導員に行きます。その次に各学校単位にいる日本語適応指導員です。その後が、放課後に派遣される日本語学習支援員です。

**【委員】**

いじめの問題等は、つかんでいますか。

**【説明者】**

いじめについては、いじめが疑われる場合も含めて毎月学校から報告が上がるようになって

います。報告があれば、当然私たちも関与して、助言します。学校問題支援室という部署が昨年度から教育指導課内に立ち上がりまして、保護者、子どもたちからも相談を受けます。まずは学校から相談いただいて、中には学校だけでは解決が難しい問題も少なくないので、その場合には関係機関と連携しながら、いじめの解消に努めています。

ただ、これは解消したと思っても、また繰り返すこともあるので、継続的に私たちは報告をいただくようにしています。毎月生活指導主任の集まりがありますので、そこで報告をいただいています。

**【委員】**

情緒障害通級学級というのは、新宿に特化した問題ではないですね。

それでも増加傾向があるということで、今回、鶴巻小学校と四谷第六小学校に拠点機能を持った具体的なモデル校として設置したのは、地域バランスを考えてのことでしょうか。

**【説明者】**

鶴巻小学校と四谷第六小学校について、地域バランスは当然あります。

もう一つは、今の通級指導学級をやめて、特別支援教室という自校通級を作り、自分の学校の特別支援教室に通って、今の通級の指導を受けるというような形に28年度から変えていくモデル校を、鶴巻小学校と四谷第六小学校のほうでやってもらっています。

**【委員】**

28年になると、この通級の5校はなくなるということでしょうか。

**【説明者】**

5校は、特別支援教室の拠点校として残っていくこととなります。更にもう4つ新しい新拠点校をつくって、9つのブロックでやっていきます。

**【委員】**

つまり、こんなに力を入れなきゃいけないということは、情緒障害と知的、発達障害はなくても、発達障害を抱えた子どもたちの数が多いということでしょうか。

**【説明者】**

平成20年度では、特別支援教育推進員の対象児童数は91名しかいなかったのですが、26年度は、183名になっています。それだけ推進員の補助を受ける必要な児童が増えています。根底としては、東京都が通級指導学級をどんどんやめていって、先ほど特別支援教室に、自分の学校の中で通いましょうという方向性になっているためです。

**【委員】**

6年間で倍になっているということは、今まで見逃していたのか、それとも本当に実数が増えているのかどちらでしょうか。

**【説明者】**

それぞれ推進員をつける前に、相談員がこの子は本当に必要、不必要という判定をしていますので、基本的には増えているということです。

**【委員】**

不登校に関しては、長引けば長引くほど引きこもっているだけではなくて、反社会的な動きを見せたりするような大人になる可能性を持っていますので、スクールソーシャルワーカーを活用して、早期対応をしていただきたいという希望を持っています。

**【部会長代理】**

総合評価の中で、「適切な支援」という表現がありますが、どういうことが適切なのかということについて、分かるような項目も必要だと感じます。大変重要な事業ですので、引き続き厳しい評価を進めながら進めていただきたいと思います。

続いて、計画事業16「学校図書館の充実」の説明をお願いします。

**【説明者】**

計画事業16「学校図書館の充実」について、説明します。

学校図書館支援員という図書館司書を各学校に、週2回派遣する事業です。あとは蔵書の更新といった部分も、この事業に入っています。

指標の2と3が、それぞれ不読者率といったような部分の指標になっています。目標水準としては5%以下を目指し、それが平成26年度は、小学校でいえば2.8%に減ったということです。それから中学校においては7.2%に数字が改善していますので、成果があったと考えています。

**【委員】**

平成26年度の「内部評価と外部評価結果を踏まえた区の取組」の中にある、外部評価を受けた区の対応で、今後の評価に当たっては、学校図書館を学校や教職員がどのように活用し、教育に役立てたのかについても評価の理由欄に記載するように工夫しますとあります。それが「学校・教員への働き掛けを行いました。」という1行に凝縮されたのかなと思いますが、もう少し書いていただいてもいいのかなと思います。

**【説明者】**

平成25年度より平成26年度は支援員も学校の雰囲気にも慣れて、「授業でこういったものを使ったほうがいいですよ」というような働き掛けを、頻繁にするようになりました。また「図書便り」なども各学校のほうで工夫し、情報発信をしながら、教員と連携してやっていけたと思っています。

**【部会長代理】**

子どもへの読書推進についてですが、どこの学校の図書館を見ても整理されて、蔵書数も増えて、きちんと整備できているという評価です。しかし、内部評価シートにある専門業者への委託によって、評価できたというような考え方は、間違いではないかと思います。本来、子どもの読書活動の推進というのは、学校教職員の重要な本務です。そういう評価の視点がありません。教育委員会が取り組む新宿の教育力の推進の中に、やはり読書指導というのは必要だと思います。そういう評価が内部評価に見られないのが、残念だと思います。

教職員の本来である目標設定とか、効果とか、達成度というのは業者に任せるというのではなくて、教職員がして、それを校長がきちんと評価するということを内部評価でも触れて欲しいと思います。

**【説明者】**

教員の本務というのは、おっしゃるとおりだと思います。読書に親しむ体制づくりなどは教員がやればいいのかもかもしれませんが、それがなかなかできないという現状もあるということで、業務委託という形で変えて実施しています。ただ、委託だとしても読書に親しむ子どもたちをいかにつくっていくかということを目指しています。

あくまで内部評価としては業務委託に関する評価をしなくてはならない部分がありますが、表現の中では、本当の目的はこういうところで捉えていますよという部分が少し書かれていればよかったかなと思います。

**【委員】**

人生を豊かにしてくれる読書と、学習情報センターとしての機能の両面がないといけないと思います。優しい図書館の司書さんがいて、子どもたちが通いやすい、親しみやすい環境が整備された学校図書館の中で、子どもたちに楽しみとしての読書を働き掛けるというのは、大事なことだと思います。学習情報センターとしての機能をどう活用するかというのは、先生たちが授業の中で、調べものを率先して働き掛けるということが、大事なことじゃないかと思いません。

**【説明者】**

調べ学習の話があったのですが、確かに大事なことで、学校図書館に行って何をするかという部分も必要なことだと思います。そのためには、やっぱり何を調べるのかとか、いろんなスケジューリングも含めて全部先生方が作ってやるというのも、なかなか調べ学習をするにしても、やっぱり学年が上がっていくことによって、なかなか難しくなるということもあるらしいのです。その辺は研修会とかを通じて、研究はしているのですけれども、そうはいつでも、せっかくこうやってきれいにして、整備しながらやっている部分でもありますので、そういった部分は常に改善を加えながら、各学校のほうにも働き掛けていければ思っています。

**【部会長代理】**

引き続き、計画事業20「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進」について進めたいと思います。

**【説明者】**

計画事業20「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進」について、ご説明します。

地域協働学校ですが、地域協働学校運営協議会を設置した学校という位置付けになっています。これまで学校と地域は、学校の求めに何となく応じるというような形で地域の方がかかわっていたことが多かったようです。この地域協働学校については、学校と地域とのかかわりをさらに発展させて、地域の方々と学校が、学校の課題や目指す学校像などを共有した上で、具体的に、何をどうしていくのといったようなことについて意見交換を行う場としてつくってきたいと考えています。

地域協働学校運営協議会の主な内容ですが、まず1つ目として、学校運営についての協議を行うということです。それから、2つ目には学校評価についての評価です。3つ目は学校支援活

動についての協議です。

1つ目の学校運営についての協議ですが、4月の全体的な学校経営の方針を初めとして、毎回学級の様子や学校行事などについて、その目的などを委員の方に説明をし、それぞれ意見を交わしていく形になります。これによって、現在学校が抱えている課題の共有化が運営協議会の中で図られていきます。

2つ目は学校評価についての協議です。学校評価の中で、学校関係者評価の立場を担うのが地域協働学校運営協議会です。従来あった学校評議員という制度は、地域協働学校になるとなくなります。

3つ目が学校支援活動についての協議ということです。地域協働学校運営協議会の中に、支援部という部分が位置付けられています。例えば、学習支援部や読書支援部などがあります。それぞれ学校によって違ってきます。

こちらは、委員の方々もメンバーとなって、学校支援活動の企画や、地域の窓口となっていて、協働をコーディネートする役割に位置付けています。

また新宿区においては、学校の自主性を尊重した運営という部分を考えていますので、各協働学校でそれぞれの個性ある活動が行われています。例えば江戸川小学校では、校庭開放や、地域のボランティアの方々で安全の見守りといったような部分もやっています。それから四谷中学校においては、職場体験に力を入れてやっています。

淀橋第四小学校では、小学校2年生の「まち探検」に地域の方々が行っていただき、地域の宝物だという人やものを紹介してもらったり、牛込仲之小学校の校庭で町会合同の餅つき大会等も行っています。

地域協働学校の指定に当たっては、指定を受ける前に、1年間の準備期間を取っています。準地域協働学校運営協議会ということで、準備期間を1年取った後に指定して、活動を始めることになります。

指標としては、段階的に校数を増やしていますので、年度に応じて校数が増えていくような指標を立てています。

現在のところ、計画どおり進んでいますが、あくまでも各学校の実態や、地域も含めて進めていく形になっていますので、月1回から二か月に1回ぐらい開催されている協議会に、お邪魔をさせていただいて、それぞれのご様子を見せていただいています。ただ、こちらから協議会のほうに何かを指示といったことはしている状況ではありません。

26年度の取組にも掲げていますが、26年度、地域協働学校シンポジウムを行いました。こちらは学校評議員の研修会と兼ねておりまして、地域協働学校に移行された学校、それから学校評議員の学校で合同して開催しており、どんな状況でやっていくのかという部分の情報交換も行っています。

#### 【部会長代理】

この制度は文部科学省からの依頼ですか。

#### 【説明者】

構想自体は国です。

**【部会長代理】**

東京都のほうは、何か指示があるのですか。

**【説明者】**

東京都から特に指示はありませんので、各区の判断で、新宿区の場合は規則を作って進めています。

ただ、国のほうでも、地域コミュニティ・スクールを進めていくべきという方向が出されています。

**【委員】**

新聞に、コミュニティ・スクールのことについて書かれていました。文部科学省が全国的に推進しているものの5%くらいしかコミュニティ・スクールになっていない。それに比べたら新宿区は5割には行っていないけれども、45%くらいにはなります。国全体の5%に比べたらすごいことだなと思い、評価はとても高いです。

コミュニティ・スクールでは、学校評価についての協議をするということですが、その学校評価そのものの内容というのは、その指定校と未指定校では同じ評価シートを使っているのでしょうか。

**【説明者】**

統一の評価シートがないため、学校により評価シートは異なっていますが、共通で盛り込む項目はおおまかに指示しています。

**【委員】**

国が一生懸命、取り組もうとしているのに推進されていない理由は、学校の運営に地域住民が踏み込むことに対してのためらいがあるというようなことが書かれていました。しかし新宿区だって、そのためらいがないわけじゃないと思います。かなり推進されているところなのに、何か問題が出てこないかと懸念しています。学校評議員と運営協議会で何が違うのだろうとも感じています。学校評議会と運営協議会でほとんどメンバーだって同じですよ。例えば選挙管理は、地域の人材を使わなくたって、学校でやろうと思ったら直接言えばできることだと思います。そんなことで、「やっています」、「やりました」と言うのも、何か失礼じゃないかなと、逆に思ったりするわけです。

学校が正式に、こういう取組をしたいので、どういう手立てがありますかとか、機材を貸してくださいとお願いをすれば、断られることはまずないと思います。それなのに、何でワンクッションこれが必要なのか、お互いの負担感を増しているだけではないかと考えたりすると、学校にとって本当にこれは役に立っているのかと思いました。私は学校評議員をずっと、制度が発足した時からやっていますが、あらゆる学校行事には顔を出していますし、学校評議員会が、少なくとも年3回ありますので出席しています。そういった立場から考えると、さらに運営協議会になった時に、会議を開く学校、参加する委員、それぞれにもものすごく負担感があるのではないかなという懸念も持っています。

### 【説明者】

国で制度が広がらないのは、学校現場に地域住民が参画することに懸念がどうもあるらしいのです。新宿の場合は、国で推進しているコミュニティ・スクールとは少し制度を変えています。本当のコミュニティ・スクールは学校経営方針を承認しなくちゃいけないという形になっています。学校長の方針に運営協議会が承認を与えないと、それがいきてこないという話になっています。新宿区の場合は、校長先生が作った方針は学校長の方針であるし、学校の方針です。それについての協議や話し合いをして、より良いものをつくっていかうというスタンスですので、その点が少し違う部分です。

国のほうは教員の人事などにも踏み込めるような制度にはなっていますが、新宿区の場合はしていません。新宿区版コミュニティ・スクールといったような形で進めています。

学校評議員制度と何が違うのかということですが、学校評議員と、機能としてはそんなには変わらないと思います。ただ学校評議員は個人として意見を述べる制度ですが、地域協働学校運営協議会は、組織として個人の意見を束ねてやっていくという部分が一番大きな違いかなと思っています。

すでにPTAだとか、育成会だとか、いろいろなものがある中で、わざわざ新しくつくらなければならないのかという話はあるかもしれませんが。我々としては、今までもそうでしたが今一度、学校を真ん中にして、子どもを中心とした組織を作り、今までのような学校現場へのボランティアのような協力だけではなく、参画といったような、学校と一緒に運営していく立場の機能をこの制度で作っていければいいのかなというのが一番のところですよ。

やっぱりやってみて、負担感といったような話もあります。これからの我々の課題として、経費的な支援とは別にその負担感を超えるような満足感を作っていかなければならないと思います。地域協働学校運営協議会の中で話し合ったことが子どもたちに作用してきた、あるいは特色ある教育活動の中でも、地域協働学校の中でこういうことを考えて、新しい特色として、「今度、学校全体でこれをやってみようよ」といったような、少し下支えというか、礎になればいいと思います。

ゆくゆくは地域協働学校運営協議会のほうで、学校全体のことを決めるとまでは言いませんけれども、ほぼそれに近いような組織体になっていただいて、地域の方も一緒になっていただいて、その学校全体、あるいは子どもたちの将来を含めて考えていただけるような組織体にしていきたいと思っています。

### 【部会長代理】

外部評価委員会は、あくまでもこの内部評価に対して外部評価しています。例えば、効果的とか、総合評価の欄で、地域協働学校の成果が見えないのです。内部評価には教育環境が整えられたということを書いているのです。教育環境を整備するのが、本来の地域協働学校の目的なのではないでしょうか。

説明があった学校運営、学校の評価、支援活動について、本当に全40校が求めていることなのではないでしょうか。

**【説明者】**

内部評価ですが、それぞれの学校のことを言うよりも、分かりやすく、その影響というか効果を表現できればいいのかなと思っています。ご指摘の通り教育環境を整えると、少しくくり過ぎの部分はあったかもしれません。最終的には子どもたちのところに我々の事業は集約される事業ですので、子どもたちの明日のため、生きる力を伸ばす、そのための仕組みの一つとして、この地域協働学校も進めなくてはならないという思いです。

自己評価ということで、先生方には共通項目の中で位置付けて、地域協働学校そのものではないですが、地域の方々とやる活動について、教育的効果があったかについては、それぞれ評価をしています。

教職員にアンケートをとると、皆さんのご指摘のとおりの部分も否定はできないのです。そういう部分もありつつ、区としては全てを指定していく中で、より良い方法というか、方策も含めて進めている段階ですので、そういったご指摘も踏まえながら地域協働学校を進めていければと思っています。

地域協働学校を導入するかしないかは、各学校の意思というか、基本的には各学校のほうでやりますという、手が挙がった学校しか導入していない状況です。

**【委員】**

地域コミュニティの核となる開かれた学校という言葉が使われているのですけれども、地域の再生という意味での学校の位置付けみたいなものですか。

**【説明者】**

開かれた学校も大事ですし、地域の活性化も必要ですという、両輪みたいな形で動いています。

**【委員】**

地域の再生というのは、新宿ではすごい課題ではあるし、そこに学校というのはすごい大きな要になってくるものだと思います。

**【説明者】**

防災訓練にしてもそうですが、地域の方となにかを一緒にやるときに、学校をステージとしてやることが多いです。私は去年ある小学校を見に行った時に聞いた話ですが、学校に近所の高齢者が来て「地域協働学校の話を知りました、図書室に入ってもいいですか」と言われたので図書室に通したところ、後日図書ボランティアの方も含めて温かく迎えてくれて、うれしかったという声が校長のほうに入ったらしいです。本当に小さなことですが、そういう部分から始めていかなくちやいけない部分もあるし、逆に言うと、こういうふうに大きく打ち出していかなくちやいけない部分もあるし、両方見ながらバランスよくやっていければいいのかなと思っています。

**【委員】**

そのような具体的な事例が聞けてほっとしました。内部評価には、もっといろんな視点で書いてくれればと思います。内部評価の記載に客観性が足りないということで何度か出ています

し、25年度の外部評価委員会でこの事業の目的の達成度が高いとした内部評価について適当でないとしています。内部評価と外部評価を踏まえた区の実組では、子どもの視点や現場からの視点を大事にしながら、事業の成果と課題を捉えていくとしています。

地域の方が図書館に入れてうれしかったと、そういうことも大事なわけですから、様々な視点から書いていただきたいと希望します。

**【部会長代理】**

内部評価の中で、外部評価委員会としてそういう希望は申してあるのですが、見えな部分はあるため、もう少し見える部分を評価して欲しいです。ありがとうございました。

<閉会>